

「帆船日本丸を愛する男声合唱団」 団則

2012年11月27日施行
2013年1月15日改定
2013年5月28日改定
2013年11月5日改定
2013年12月3日改定
2014年5月6日改定
2016年10月4日改定
2016年10月25日改定
2018年6月26日改訂
2020年7月7日改訂

第1章 総則

第1条 (名称)

本合唱団は、「帆船日本丸を愛する男声合唱団」（愛称を「帆船日本丸男声合唱団」とする）（以下、「本団」という。）と称し、英文では ” The Sailingship Nippon-maru Fan Male Choir” と表示する。

第2条 (目的)

本団は、「海」にかかわる男声合唱を愛しその技術の向上と団員相互の親睦を図るとともに、地域文化の発展及び海洋思想の普及に協力することをもって目的とし、横浜のシンボルとなるように努力する。

第3条 (活動)

前条の目的を達成するために以下の活動を行う。

- (1) 演奏会の開催
- (2) 各種公演会への出演
- (3) その他本団の目的を達成するために必要な活動

第4条 (音楽指導者)

前条の活動を行うため、以下の専門家に音楽指導者として委嘱することができる。

- (1) 音楽監督兼指揮者（以下、キャプテンという。）
- (2) ディクシオン指導者
- (3) ヴォイストレーナー
- (4) 顧問

第5条 (団員)

- (1) 団員は、総会によって定められた団費を支払う。
- (2) 入団に際しては所定の書式により届出を行う。
- (3) 退団の場合、団費の返還は行わない。
- (4) 団費の支払い方法、退団・休団の取り扱い等については細則による。

第2章 役員

第6条（役員）

次の役員を置き、団の企画運営を行う。

（1） 団長（1名）

団を代表・統括する。

キャプテンと連携して第2条実現のための一切の業務を主導する。

（2） 副団長（1名）

団長を補佐し、団長不在の時はその職務を代行する。

（3） 事務局長（1名）

団内および対外的な庶務事項を統括する。

（4） パートリーダー（4名）

パートリーダーは各パートの音楽練習を取りまとめるとともに、パート総務と連携して団員を取りまとめる。また団員の提案意見等を集約し役員会に付議するとともに団長の諮問に応じ助言する。

（5） 会計（1名）

イ 団費等の収納、管理、経費の支払等会計業務を行う。

ロ 予算および決算を起案する。

（6） 監事（2名）

本団の会計の状況等を監査する。

第7条（役員を選任）

役員は、立候補または推薦された団員の中から団員総会において選出する。

但し、パートリーダーの選出にあたっては、キャプテンと協議する。

第8条（役員の任期）

（1） 役員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

（2） 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残余期間とする。

（3） 役員に事故あるときは（あるいは、役員不在の時には）、代行を置くことができる。代行者は役員会で選出する。

第3章 団員総会

第9条（団員総会）

（1） 本団の団員総会は、毎年1回5月末までに開催するものとする。

但し止むを得ない事情等により5月末までの開催が適当でないときは役員会に諮った上で変更できるものとする。

（2） 団員総会は、団長が招集する。

（3） 団員総会を招集するときは、団員に対し会議の目的及びその内容並びに日時・場所を示し、開催の4週間前までに通知しなければならない。

第10条（臨時団員総会）

（1） 団長は、役員会の決議をもって何時でも臨時団員総会を招集することができる。

- (2) 団員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、団長はその日から1カ月以内に臨時団員総会を開催しなければならない。

第11条（団員総会の審議）

団員総会は、議長を団員から選出して、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 団則の改廃に関する事項
- (4) 役員を選任、解任
- (5) 団費の改定
- (6) その他本団の運営に関し重要な事項

第12条（団員総会の定足数と議決）

団員総会は、団員の2分の1以上の出席で成立し出席者の過半数で決議する。ただし、委任状を提出した団員は出席とみなす。可否同数のときは議長の決するところによる。

第13条（団員総会の議事録）

団員総会では、団員の現在数および出席者数、審議事項、議決事項を記載した議事録を事務局が作成し保管する。

第4章 役員会

第14条（役員会）

- (1) 役員会は、第6条で定める役員をもって構成する。
- (2) 役員会は、必要に応じ団長が招集する。

第15条（役員会の審議事項）

役員会は、団長が議長となり次に掲げる事項を審議し議決する。

- (1) 団員総会に付すべき事項
- (2) 団員総会において議決された事項の執行に関する事項
- (3) その他、団員総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第16条（団員への周知）

役員会において決議された事項のうち団員の周知を要すると判断される事項については、団長または事務局長が適宜、団員に対し報告する。

第17条（専門委員会）

- (1) 役員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。
- (2) 専門委員会は、協議検討した結果を役員会に具申する。

第5章 会計

第18条（事業年度および会計年度）

- (1) 本団の事業年度および会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(2) 定期演奏会等の公演活動の会計は、特別会計とし決算後本会計に算入する。

第19条 (会計監査)

監事は、随時会計の監査をすることができる。

第20条 (会計報告)

団長は、事業報告書と収支計算書を作成し、団員総会の承認を得なければならない。

附則

第1条 この団則は、2012年11月27日から施行する。

第2条 この団則で定められていない事項については、役員会および団員総会において審議し決定する。

第3条 この団則に基づき開催される臨時総会において選出される役員の任期は、2014年度団員総会日までとする。

細則

第1条 (運営スタッフ)

団運営活動のために、以下のスタッフを配置する。団長、事務局長がこれを委嘱する。

(1) 事務局員 (若干名)

練習会場の手配、庶務的事項の団員への周知、及び対外的事項の窓口業務を務める。業務遂行のため、役員会に出席する。

(2) パート総務 (各パート1名)

各パート内の庶務を担当するとともに、パート内団員の提案、意見の吸収に務める。

(3) 広報 (若干名)

イ ホームページの作成、団内広報誌の発行、各種記事記録の保管
ロ 新規団員の確保に関する企画

(4) 運営スタッフの任期は2年とし再任を妨げない。

第2条 (音楽スタッフ)

音楽指導者の指導内容を徹底するため次のスタッフを置く。パートリーダーは役員会とキャプテンが協議し、それ以外のスタッフはキャプテンが指名する。

(1) パートリーダー (各パート1名 計4名)

(2) 練習指揮者

(3) 練習伴奏者 (若干名)

(4) ライブラリアン

(5) 楽譜作成

(6) 楽譜管理

(7) 楽曲解説、訳詞

(8) 音楽スタッフの任期は2年とし再任を妨げない。

第3条 (名誉団員)

本団は、名誉団員を置くことができる。

第4条 (団費の納入)

団員は、月額4千円の団費と3ヶ月ごとに1千円の事務手数料を支払う。

(1) 支払い方法は、4月、7月、10月、1月の各月内に各1万3千円とする。

(2) 途中入団者は、入団した月に応じた比例分の金額を支払う。

(3) 団費は各団員が指定された銀行口座に、各支払い月の月末までに振り込む。

第5条 (退団・休団)

(1) 団員は、意思を表示することで退団ができる。

(2) 意思表示のない場合は、団費の支払いがなされなくなった時をもって退団とする。

(3) 休団については、個々の事情を勘案して決定する。

①休団事由が発生した場合は速やかにパートリーダーを通じ届け出る。

②休団の場合は、1カ月(暦年の月)を単位とし、休団中は事務費のみ支払う。団費の支払いは免除することができる。

(4) 1年間を超える無断休団は退団とする。

第6条 (細則の変更)

細則の変更は、役員会において審議決定し団員に報告する。

第7条 (自己責任)

本団の活動を円滑に進めるために必要な健康管理や安全責任は、団員の自己責任とし活動中に生じた事故や傷病について、本団は一切責任を負わない。